

今月は、視覚障害の人への主な障害福祉サービスをご紹介します。

■自立支援給付

●介護給付

・居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。また、病院への通院の介助も行います。

・短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●訓練等給付（自立訓練・就労移行支援）

※国立塩原視力障害センターなどが該当します。

●補装具費の支給

（補装具の購入費・修理費の支給）

〈対象となる補装具〉

盲人安全つえ、義眼、眼鏡など

■地域生活支援事業

●相談支援事業

小山地区相談支援センターでは、相談支援専門員が日常生活における様々な相談を受けるとともに、ご自宅での相談にも応じています。

また、健康福祉課においても、保健師や担当職員がお話をお聞きするとともに、家庭訪問にも応じていますので、何か分からない点があればご連絡をください。

●移動支援

外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します（通院介助を除く）。

●日常生活用具の給付

重度の障害者に、補装具以外の機器で、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

〈対象となる日常生活用具〉

電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、情報・通信支援用具、盲人用時計、盲人用音声式体温計、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書、火災報知器、自動消火器

※利用の際、対象者の条件等があります。

■その他

身体障害者手帳をお持ちの場合、等級によって重度心身障害者医療費助成やNHK受信料の減免、税金の控除などが受けられます。詳しくは、「障害者福祉ガイド」（窓口にて配布）をご参照いただくか、又は健康福祉課にご相談ください。

障害者の方が地域で安心して暮らしていけるよう、身近な市町村において相談や、サービスの申請ができるようになりました。

何かご不明な点がありましたら、遠慮なくご相談ください。



▼問い合わせ先＝小山地区相談センター ☎235050

健康福祉課 社会福祉係 ☎569128